# 〇貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)

# **(第四条関係) 【**平成二十三年四月一日施行分**】**

現

行

(傍線の部分は改正部分)

### (点呼等)

改

正

案

第七条 ものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができ の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。 について報告を求め、 とする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他 の方法。 該貨物自動車運送事業者は、 おいて、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、 輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所 貨物自動車運送事業者は、 次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項 及び確認を行い、 対面による点呼と同等の効果を有する 事業用自動車の乗務を開始 並びに事業用自動車 中の運行 ただし しよう 当

## 一~三(略)

土交通大臣が定めた機器による方法を含む。)で行うことができなにおいて、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国(輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所の貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面

3

### (点呼等)

第七条 がは、 送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者 する取組が優良であると認められる営業所において、 必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関 について報告を求め、 の方法。 とする運転者に対し、 定めた機器による点呼を行うことができる。 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通 貨物自動車運送事業者は、 次項において同じ。) により点呼を行い、次に掲げる事 対面(運行上やむを得ない場合は電話その他 事業用自動車の運行の安全を確保するために 業用自動車の乗務を開始 貨物自動車運 大臣 項

# <u>〜三 (略)</u>

2

に対し、 とができる。 を有するものとして る営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあ 七条第四号の規定による通告について報告を求めなければならない 路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第十 ては、当該貨物自動車運送事業者は、 ただし、 貨物自動車運送事業者は、 対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動 輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められ 国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うこ 事業用自動車の乗務を終了した運 対面による点呼と同等の効果 車、 転 0 道

土交通大臣が定めた機器による方法を含む。)で行うことができなにおいて、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国(輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面

をしなければならない。 第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行おいて少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項い乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中に 並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示

4 場合には、 とともに、 ルコールを検知する機器であって、 貨物自動車運送事業者は、 をいう。 運転者の状態を目視等で確認するほか、 前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う 以下同じ。 )を営業所ごとに備え、 アルコール検知器(呼気に含まれるア 国土交通大臣が告示で定めるも 常時有効に保持する 当該運転者の属

する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければな

5 げる事項を記録し、 呼を行い、報告を求め、確認を行い、 者ごとに点呼を行った旨、 貨物自動車運送事業者は、 かつ、 その記録を一年間保存しなければならな報告、確認及び指示の内容並びに次に掲確認を行い、及び指示をしたときは、運転は、第一項から第三項までの規定により点

一 5 五.

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は、 次に掲げる業務を行わなければならな V )

一 ~七 (略)

保存し、並びにアルコー 第七条の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求 確認を行い、 及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録 ル検知器を常時有効に保持すること。 をめ

2 { 4 九~十七 略 (略)

> の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車おいて少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項い乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中に 点呼を行い、第一項、当該乗務の途中に 事業用自動車

(新規

を求め、 年間保存しなければならない。び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、 貨物自動車運送事業者は、 指示をしたときは、 運転者ごとに点呼を行った旨、報告及前三項の規定により点呼を行い、報告 前三項の規定により点呼を行い、 かつ、その記録を一

4

5 五. 略

(運行管理者の業務)

第二十条 一 ~ 七 運行管理者は、 (略) 次に掲げる業務を行わなければならな

及び指示を与え、 第七条の規定により、 並びに記録し、 運転者に対して点呼を行い、 及びその記録を保存すること 報告を求め

2 { 4 九~十七 略 略

- 2 -